レジ袋削減協力店を紹介します!

福生レジ袋削減推進協議会では、9月にレジ袋削減協力店を募集したところ32社からの申込みがありました。それぞれが削減に取り組むとともに、協議会や市が行なうキャンペーンにも参加します。

協力店は随時募集をしていますので、お問い合わせください。

CLEAN FUSSA もっとクリーン ごみ減量わが町ふっさの合言葉

清掃だより 104

平成22年3月15日
福生市
生活環境部
環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ
551-1511
(内線2534~5)

協力店一覧

協力店名	住所	協力店名	住所
㈲アスナロ	本町105	土屋園	本町29
㈲アリス	本町34−1	天海	本町24
クラウドナインベーカリー	福生798　佐藤ビル1階	㈱日本プロカラー	熊川1696−3
くりちゃんの店	志茂63−2　大芳荘103	ハーブ化粧品(株)	本町137
C.V.Sちから	福生1062−12	フルーツ吉田	本町125
清水園	福生1113	㈲ふるや玩具店	福生767
清水屋肉店	志茂79	㈱ホッタ晴信堂薬局	本町142
㈲寝具の店大井屋	福生1110	マツモト商店	牛浜137
㈲新藤園	福生1046	丸豊鰹節店	牛浜54
㈱スギ薬局　福生店	熊川981−7	㈱マルフジ　熊川南店	熊川158−1
西友　福生店	東町5−1	㈱マルフジ　福生店	武蔵野台1−9−8
セブンイレブン　牛浜駅南店	牛浜90	㈱マルフジ　南田園店	南田園2−15−1
セブンイレブン　福生駅東店	福生965	三ツ木屋酒店	志茂79
セブンイレブン　福生熊川神社前店	熊川647−1	㈲ミロ画材	福生1110
セブンイレブン　福生志茂店	志茂36−3	㈲山上商店	福生867
田村肉店	福生648	㈲洋菓子ミノン	本町28

レジ袋削減推進キャンペーンが行なわれました!

1月15日から2月28日まで、福生レジ袋削減推進協議会により福生駅と市役所においてレジ袋削減推進キャンペーンを行ないました。

福生駅では、1月15日・2月2日・23日に「レジ袋削減にご協力ください」の声掛けとともに、ティッシュペーパーを配りました。また、市役所において、いろいろな結び方で活用する「ふろしきバッグ」の展示をしました。

資源回収拠点からのお願い

2月25日、リサイクルセンターの資源回収拠点に消火器が2本捨てられていました。資源回収拠点には、対象資源以外は絶対に投棄しないでください。また、各施設の開店、開館時間外の持ち込みはご遠慮ください。

回収対象　乾電池・蛍光管・水銀体温計
白色食品トレイ（色や模様の付いていないもの）
紙パック（裏が白いもののみ）
発泡スチロール（割れるもの）
ペットボトル（ラベルとキャップを除いたもの）

※消火器は、市では処理できません。処分する場合は、購入したお店など、販売店や処分業者へお問い合わせください。

ごみ減量にご協力ください

多摩地域におけるごみ総資源化率（リサイクル率）が発表されました。それによると、福生市は市民の皆さんのご協力のもと、37.6パーセントで多摩地域30市町村の中で10位につけています。1位になったのは調布市で50.2パーセントでした。さらなる資源化を進めるためには、1人1日あたり603.5ｇ出ている燃やせる・燃やせないごみ（30市町村中12位）を少しでも減らしていくことが必要です。昨年行った市の調査では、収集した燃やせないごみの中に資源が重量比で23パーセント、燃やせるごみが24パーセント含まれていました。分別によってまだまだごみは減らせます。

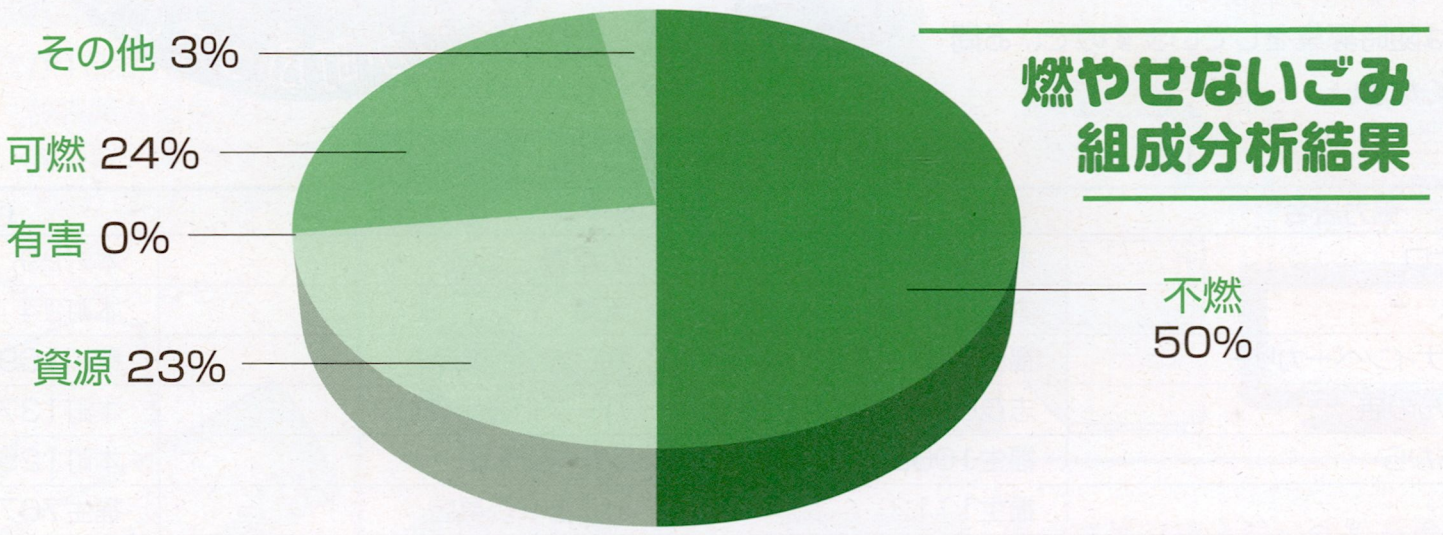

また、平成20年度の決算では、福生市のごみ処理にかかるお金は約16億円かかっています。その内、燃やせるごみの焼却場である西多摩衛生組合への負担金として約8億円支払っており、これは４構成市町（福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町）の燃やせるごみ搬入量で案分して算出しています。また、燃やしたごみの灰や埋め立てごみの最終処分場である東京たま広域資源循環組合への負担金として約１億円支払っています。これは、多摩地区26構成市町のごみ搬入量、人口などによって案分して算定されています。指定収集袋の売上１億円を含むごみ処理手数料で約１億9千万円、資源の売却で約6千万円などの歳入はありますが、大半は皆さんの税金などでごみを処理しています。ごみ処理・処分場の延命化などの環境面だけでなく、財政的な面からもごみ減量は必要です。市民の皆さんのさらなるご協力をお願いします。

燃やせるごみを減らすために

1 **生ごみはよく水分をきってから捨てましょう。**

2 **紙類は入れずに資源として出しましょう。**

出すときの注意

●新聞・雑誌は、それぞれヒモで十字にしばってください（ガムテープは不可）
●新聞に雑がみは、混ぜないでください

燃やせないごみを減らすために

1 **プラスチック類（洗うのが困難なもの）、ゴム類、革類なども燃やせるごみとして出してください。**
（燃やせるごみは、エコセメントとして資源化しています。）

2 **食品などの容器や包装は、容器包装プラスチックなどの資源として出してください。**（水でゆすいでから出してください。）

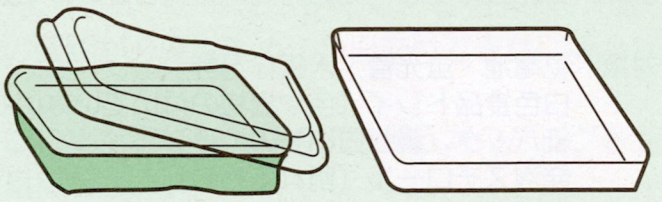

少しでも迷ったら指定収集袋に入れる前に、お気軽に市役所ごみ対策係までお問い合わせください。

西多摩衛生組合でボヤ発生

2月15日午前11時ごろ、西多摩衛生組合のごみピットでボヤが発生しました。原因は多量に排出されたマッチの一部が発火したと考えられます。マッチや花火を出す際は、**一度に多量に出さない、水に浸してから出す**などの工夫をお願いします。また使い捨てライターやスプレー缶など、火災や爆発の原因となる危険なものは、可燃・不燃ごみとして絶対に出さないように注意をお願いします。

ごみピット

ごみ収集車が集めてきたごみをはじめに投入するところ。ごみピットに貯留され、ここから焼却炉へ投入されます。

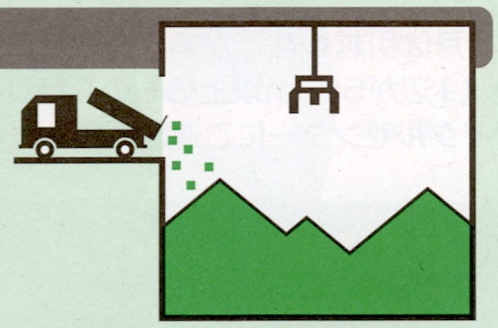

使い捨てライターの出し方

カン・金属の日に透明又は半透明の袋に入れて出してください。

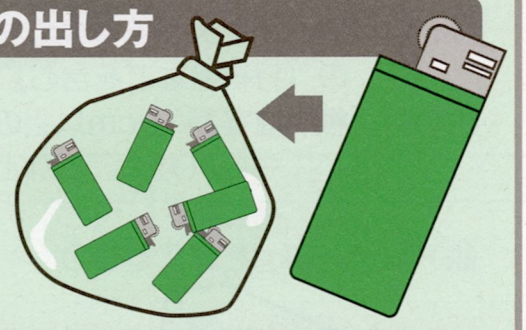

スプレー缶の出し方

中身を全て使い切り、カン・金属の日にカゴなどの容器に入れて出してください。

マッチや花火の出し方

水に浸してから燃やせるごみで出してください。
（なるべく一度に多量に出さないでください。）

強風のときは気をつけてください

風が強い日にごみが散乱していることがあります。特に容器包装プラスチックなど、軽いものは風に飛ばされて、他人の敷地内に入ったり、交通の妨げになることがありますので、袋を紐でひとまとめにしたり、門扉に引っ掛ける、などの対策をお願いします。

▲袋を紐でひとまとめにする

◀門扉に引っ掛ける

「ごみ・リサイクルカレンダー」を配布します。

「平成22年度版ごみ・リサイクルカレンダー」を3月16日から皆さんのお宅に配布します。

3月25日までに届いてない方や2世帯同居などで2部以上必要な方は、ごみ対策係へ連絡をお願いします。

また、共同住宅用カレンダー（ポスター）や外国語版パンフレットもごみ対策係窓口に用意してあります。

▲ごみ・リサイクルカレンダー

変更箇所　ボランティア袋とおむつ専用袋の配布場所の一部追加と抹消（3ページ）　資源回収拠点の一部追加と抹消（17～19ページ）
家電の出し方（20ページ）　袋、処理券取扱店の一部追加と抹消（21～22ページ）

粗大ごみと臨時ごみ(有料)はリサイクルセンターへお申込みください!!

3月は引越しなどが多い時期です。引越しなどに伴う粗大ごみ（1辺が50cm以上のもの）及び臨時ごみのお申込みは、リサイクルセンターにご連絡ください

電　話

552−1621 または **551−9150**

これも粗大ごみです
（1辺が50cm未満のもの）

板きれ…厚さが10cmを越えるもの（将棋盤などを含む）
木の幹、根…直径が10cm以上のもの（丸太、臼などを含む）
鉄アレイ…3kgを越えるもの

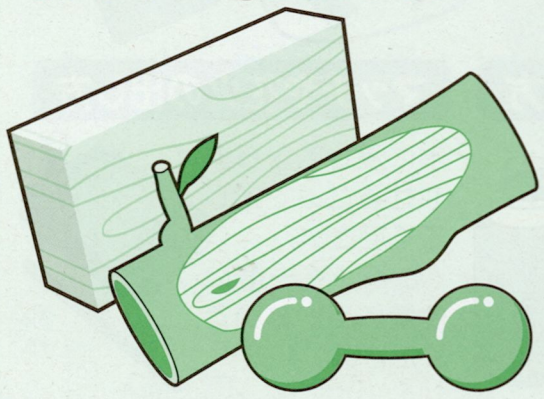

これは粗大ごみではありません
（市では収集、処理できません）

販売店など、専門の業者にご相談ください。

自動車・バイク（部品を含む）、建築廃材、耐火金庫、七輪、漬物石、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機（乾燥機）など

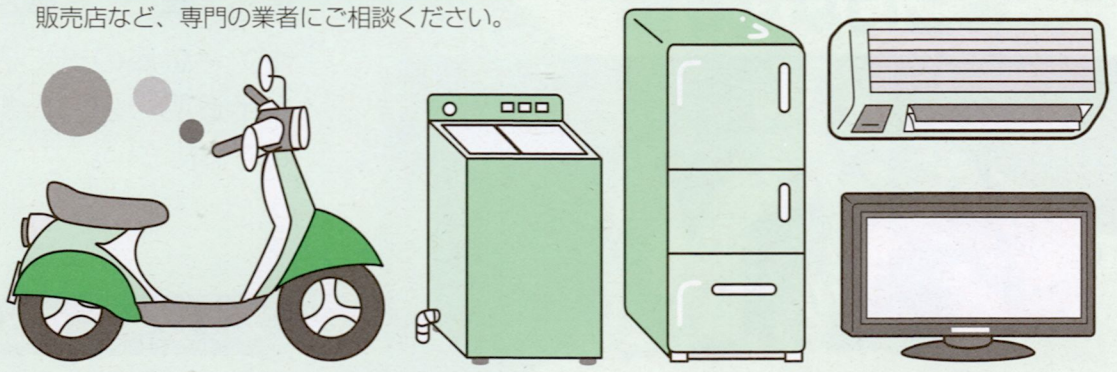

※粗大ごみの出し方には、回収方式と持込処分があります。

乗用車等で持込処分される場合、運転手の方に車から降ろしていただきますので、軍手やマスク等をご用意ください。

減免世帯に指定収集袋を交付します!

平成22年度のごみの指定収集袋を、次の世帯に対して一定枚数交付します。必要な世帯は申請してください。

対象者

①生活保護受給者　②児童扶養手当受給者
③特別児童扶養手当受給者　④遺族基礎年金受給者
※国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を扶養している母子家庭で、一定所得以下の方（年金コード6450の方が該当します）
⑤老齢福祉年金受給者
※明治44年4月1日以前の生まれで、一定所得以下の方
⑥身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税
⑦愛の手帳（1度又は2度）の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税
⑧精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税
⑨市長が特別の理由があると認めた方
■④、⑤については、保健年金課保健年金係にご確認ください。

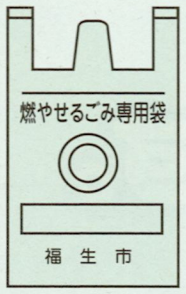

受付日時

4月1日～4月30日の月～金曜日、
午前9時～正午・午後1時～4時

交付場所

環境課ごみ対策係指定袋交付特別窓口（郵便局側入口一階）
※その他の市役所開庁時間についてはごみ対策係にて交付。

交付枚数

■（1人世帯）可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚
■（2人世帯）可燃用中袋100枚、不燃用中袋20枚
■（3人世帯以上）1人増えるごとに2人世帯枚数に可燃用中袋50枚、不燃用中袋10枚を加算した枚数を交付します。
※年度途中で申請した場合は、月割りで相当量の交付になります。

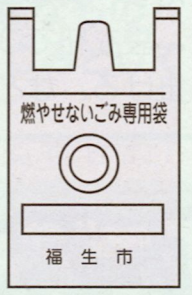

必要なもの

■証書等　①生活保護法適用証明書　②児童扶養手当証書
③特別児童扶養手当証書　④遺族基礎年金証書
⑤老齢福祉年金証書　⑥身体障害者手帳
⑦愛の手帳　⑧精神障害者保健福祉手帳
■印鑑（⑥⑦⑧の場合）
※ただし、⑥、⑦、⑧については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、当日交付できない場合があります。
※交付された指定袋を入れて持ち帰る為のバッグ等を各自ご用意ください。

PRINTED WITH SOY INK　再生紙を使用しています。